

議案第 3 号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年亀山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の177.5」を「100分の182.5」に、「100分の192.5」を「100分の197.5」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。